

都市OS構築に向けた調査研究等業務に係る公募型プロポーザル手続開始の公示

令和4年4月18日

次のとおり、企画提案書を募集します。

広島市長 松井 一實

1 業務の概要

- (1) 業務名
都市OS構築に向けた調査研究等業務
- (2) 事業内容
別紙「都市OS構築に向けた調査研究等業務仕様書」のとおり
- (3) 履行期間
契約締結日から令和4年9月30日まで
- (4) 委託料の上限額
9,680,000円（消費税額及び地方消費税額を含む）。
- (5) 事業担当課
企画総務局行政経営部情報政策課（北庁舎4階）
住 所：〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
電 話：082-504-2024（直通）
FAX：082-504-2637
E-mail：info-sys@city.hiroshima.lg.jp

2 公募型プロポーザル参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者（複数の者で構成する共同体として参加する場合は、共同体を構成する全ての者）は、以下に示す要件を全て満たすこと。

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び広島市契約規則（昭和39年規則第28号）第2条の規定に該当しない者であること。
- (3) 公募の日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。
- (4) 暴力団、暴力団員若しくは広島県暴力団排除条例第19条第3項の規定による公表が現に行われている者、又は暴力団、暴力団員と密接な関係を有する者が経営、運営に関係している団体でないこと。
- (5) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

- (6) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てが行われていない者であること。

3 公募型プロポーザル説明書等の配布

広島市ホームページ内の「プロポーザル・コンペの案件情報」ページにおいて配布する。ただし、ダウンロードできない等の事情により、これにより難しい場合は次により配布する。

- (1) 配布場所
上記1(5)の事業担当課
- (2) 配布期間
公示日から令和4年4月27日（水）までの午前8時30分から午後5時15分（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

4 公募型プロポーザル参加申込

本プロポーザルへの参加を希望する者は、公募型プロポーザル参加資格確認申請書（様式1）及び会社概要（様式3）等必要な書類を提出し、参加資格の確認を受けなければならない。なお、複数の者で構成する共同体として応募する場合は、共同体を構成する全ての者に係る書類を提出すること。

- (1) 提出場所
上記1(5)の事業担当課
- (2) 提出期限
令和4年4月27日（水）午後5時15分まで。
- (3) 提出方法
直接提出又は配達証明書付き書留郵便による郵送
※ 発送が期限内であっても、到着が期限後となった場合は無効とする。
- (4) 参加資格確認結果の通知
確認後、速やかに書面にて通知する。

5 質問の受付及び回答

- (1) 提出場所
上記1(5)の事業担当課
- (2) 提出期限
令和4年4月27日（水）午後5時15分まで

(3) 提出方法

仕様書等に関する質問書（様式4）を作成し、電子メールにて提出すること。

(4) 質問に対する回答

質問者に直接回答するとともに、広島市ホームページ（上記3説明書等の配布ページ）に掲載する。

6 企画提案書の提出

上記4により参加資格を有すると確認された者に限り、提案書を提出することができる。

(1) 提出場所

上記1(5)の事業担当課

(2) 提出期限

令和4年5月18日（水）午後5時15分

(3) 提出方法

直接提出又は配達証明書付き書留郵便による郵送

※ 発送が期限内であっても、到着が期限後となった場合は無効とする。

7 受託候補者の特定

(1) 審査方法

企画提案書の審査は、「都市OS構築に向けた調査研究等業務プロポーザル審査委員会」が行う。

(2) 評価基準

公募型プロポーザル説明書による。

(3) 結果の通知

審査結果は、全ての参加者に書面により通知する。

8 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約保証金

契約を締結する場合においては、契約締結日までに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に広島市を被保険者とする履行保証保険を締結したとき。

イ 過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって契約し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

- (3) 契約書作成の要否
要する。
- (4) その他
詳細は公募型プロポーザル説明書による。